

井川町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

井川町の森林面積は2651haで、総面積の55%を占めている。このうち民有林は1619haとなっているが、その64%、1040haがスギ人工林である。

本町ではこれまで、良質な木材生産、森林の持つ公益的機能の発揮等に向け、国や県の補助制度や町単独予算などにより森林の整備を進めてきたが、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村所有者の増加、あるいは相続による世代交代などにより、整備が行き届いてない森林が増えている。

このため、森林環境譲与税を有効に活用し、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的に進める。

1 森林整備の促進

整備の行き届いてない森林を対象に、所有者の意向に基づいて、森林経営管理制度による経営管理権・経営管理実施権を設定し、町や「意欲と能力のある林業経営者」が所有者に代わって森林の適切な経営管理を実施する。

また、自ら森林の経営管理を行っている森林所有者に対しても、森林環境譲与税を活用して更なる森林整備に向けた支援を行う。

2 木材の利用促進

町内におけるスギ人工林資源はその成熟化により利用期を迎えており、今後の森林整備に伴い丸太の搬出が増加すると考えられる。

こうした状況を踏まえ、町内または近隣市町村向けの原木丸太の(安定供給支援 or 運搬費補助)を行うほか、町内公共施設の木材化・木質化の取り組みを進める。

3 人材育成・担い手確保

森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進するうえで森林組合及び林業会社の協力が不可欠となるなか、人材不足や高齢化が課題となっていることから、県や関係機関と連携を図りながら新規就業者の確保・育成に向けた取り組みを行う。

4 普及啓発

地球温暖化や自然災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性について、広く町民から理解を得るために、普及啓発活動を行う。

5 その他森林整備の促進に関する事項

森林整備等を進めていくための資料(森林 GIS・林地台帳等)整備や森林の基盤整備(作業道の補修・修繕・管理等)を行い森林整備や木材生産の推進のための取り組みを行う。